

平成29年5月9日（火）
古川 俊治（自民）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

1問 近時、制定又は改正がされたアジア諸国の民法の内容は、共通した内容になっているのか、また、それとヨーロッパの近年の民法改正の内容との共通点はどこか、法務当局に問う。

（答）

1 アジア地域における民法制定・改正作業

民法のうち財産法に関する分野については、委員ご指摘のとおり、21世紀の到来間近の時期から、アジア地域においても（注1）、中国、ベトナム、カンボジア等で、民法の制定又は全般的な改正が行われているものと承知している。

2 各国の民法の内容の共通性及びヨーロッパの民法改正の影響

各国における民法の改正内容は、それぞれの国の歴史的・文化的なバック・グラウンドや我が国を含め法整備を支援した国の影響を受けて、異なるものとなっていると承知している（注2）。

もっとも、各国とともに、ドイツやフランス等の民法のほか、ウイーン売買条約（注3）といった国際条約などを参照して、民法の制定・改正作業が行われており、それらの影響を受けているものと承知している。

その結果、例えば、売買の目的物の品質が契約の内容に適合しない場合における売主の責任については、我が国で言う契約責任説の考え方によったルールが採用されているという点で共通していると承知している。

（注1） アジア地域における民法（財産法）の制定・改正の状況は以下の通りである。

中国：1999年に契約法、2007年に物権法、2009年に不法

行為責任法、2017年に民法総則が制定された。

ベトナム：2005年に民法が改正された。

カンボジア：2007年に民法が制定された。

台湾：1999年に債権法、2008年に民法総則が改正された。

韓国：債権法の改正作業中である。

(注2) 例えは、中国は、自国が中心となって、ドイツ民法や日本民法を参考しつつ契約法の制定作業を行ったのに対し、ベトナムやカンボジアは日本の支援を受けて民法の制定又は改正作業を行っている。

また、日本の支援を受けて民法の制定又は改正作業を行ったベトナムとカンボジアについても、改正前のベトナム民法は旧宗主国であるフランス法の影響を受けており、その内容が改正されずに残っている部分があるが、カンボジア民法は新たに制定されたものであるという違いがある。

(注3) 国際物品売買契約に関する国際連合条約（C I S G, 1988年発効）。日本は2008年7月に加入し、2009年8月に効力を生じている。

平成29年5月9日（火）
古川 俊治（自民）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

2問 今回の民法改正において、大陸法的である部分と英米法的である部分はどこか、法務当局に問う。

（答）

1 大陸法的である部分

今回、改正対象となっている民法のうち債権関係の規定は、ドイツやフランスといった大陸法系の国の民法の影響を強く受けて制定されたものと言われている。

○ 我が国の民法における大陸法的な特徴としては、例えば、パンデクテン方式を採用している点や、法律行為という概念を用いている点などが挙げられるが、今回の改正でも、これらの点は維持されている。

2 英米法的である部分

他方、英米法に由来する規定としては、イギリス法に沿革を有する民法第416条の損害賠償の範囲に関する規定を挙げることができるが（注1），今回の改正でも、この規定の基本的な考え方は維持されている（注2）。

3 近時の諸外国の改正の潮流

○ もっとも、近時の諸外国における民法改正においては、大陸法や英米法に特徴的な規律が採用されにくくなっている傾向にあると言われている（注3）。

4 特徴的な改正項目

今回の我が国の改正においては、売主の瑕疵担保責任の規定について、売買の類型を問うことなく、種類、品質又は数量に関して目的物が契約の内容に適合しない場合には、買主は、①その修補等の履行の追完の請求（第562条），②代金減額の請求（第563条），③第415条の規定による損害賠償の請求（第564条）及び④第541条・第542条の規定による契約の解除（第564条）をすることとしている。

この改正法案の規定は、法定責任説という比較法の観点からは一般的でない考え方を探らないことを明確にし、他方で、大陸法と英米法の双方の影響を受けたワイン売買条約の内容と整合的なものであるという点で、近時の諸外国の法律とも調和的な内容になっているものと考えられる（注3）。

（注1）イギリス法における損害賠償の範囲のルールは、ハドリー対バクセンデール事件判決によって確立されており、第416条はこれを参照して作られた規定であるとされている。

（注2）第416条については、特別の事情に基づく損害賠償請求の要件（第2項）について、現在の裁判実務を踏まえて、「予見し、又は予見することができたとき」との要件を「予見すべきであったとき」と改めている。

（注3）なお、近時は、特に契約法に関する分野については、英米法に特有な規律は英米法系の諸国においても減少しており（例えば、アメリカにおける約因など）、今回の改正案でも、英米法に特有な規律を採用したものはないと考えられる。

平成29年5月9日（火）
古川 俊治（自民）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

3問　日本の民法が国際取引で適用される準拠法となることの重要性と条件は、どのようなものか、法務当局に問う。

（答）

1　日本民法が国際取引における準拠法となることの重要性

国際取引における契約では、契約の準拠法を両当事者の合意に基づいて選択することがあるが（注）、日本企業にとつては、日本法を準拠法とすることができます、契約内容及びその後の法的リスクを容易に理解し、予測することができるため、国際取引における法的コストを低減することができるという利点がある。したがって、日本の民法が国際取引で適用される準拠法となることは、我が国にとって重要な意義を有していると認識している。

2　準拠法選択の条件

そして、契約当事者が準拠法を選択する際の条件としては、その法律の内容が明確で、国際的にも理解しやすく、透明性の高いルールであるかどうかが重要であり、この点では、今回の改正法案は、これらの条件を満たす方向のものになっていると認識している。

もっとも、準拠法として選択されるに当たっては、それ以外にも、契約当事者間の力関係によって一方当事者にとって有利な準拠法が選択されることがあり、ルールとしての合理性や透明性のみが、準拠法として選択されるための条件であるとは、必ずしも言い難い状況にあるものと承知している。

（注） 法の適用に関する通則法第7条は以下の通り定める。

（当事者による準拠法の選択）

第7条 法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。

平成29年5月9日（火）
古川 俊治（自民）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

4問 改正法案の立案過程において、民法の構成を変えようという議論はなかったのか、法務当局に問う。

（答）

1 編成に関する議論

法制審議会においては、民法における編や章の構成についても、見直しの要否が検討された。

具体的には、契約総則と債権総則の規定を一体化するという（委員ご指摘の）考え方も検討対象とされた。この考え方には、債権総則と契約総則には債務不履行があった場合についての関連性の深い規定が分断されて配置されていることから、これをまとめて配置した方が分かりやすいという考え方によるものであると承知している（注）。

2 編成の見直しに対する批判

もっとも、この考え方によれば、契約に関するルールと契約以外に関するルールと同じ章に配置することになるので、個々の条文の適用範囲を条文毎に明示する必要が生ずるなど、かえって分かりにくくなるのではないかとの批判がある。

また、構成を見直すことによって内容が理解しやすいものとなるとは限らないとする意見のほか、現在のパンデクテン方式は論理的で分かりやすいとして、積極的にこれを維持することを支持する意見もあった。

3 結論

以上のような議論を踏まえ、今般の改正においては、現行法の構成を維持することとしたものである。

（注） 民法（債権関係）部会第20回会議 大村敦志幹事参照

5問 改正法案の立案過程において、消費者に関するルールを民法に設けるという議論はなかったのか、また、それはなぜか、法務当局に問う。

（答）

法制審議会においては、市民社会の構成員が多様化し、構成員の間には経験、知識等において格差が生じていることなどから、「消費者」の概念を民法に取り入れるかどうか、取り入れる場合にこれらの概念をどのように定義するか、取り入れる場合にどのような規定を民法に設け、どのような規定を特別法に委ねるのか等が議論された（注1）。

しかし、民法は、私法の一般法であり、そのことを踏まえると、取引当事者の情報や交渉力の格差の是正を図るなど消費者の保護それ自体を目的とする規定を設けるのであれば、特別法である消費者契約法などによることが基本になるものと考えられる（注2）。

そこで、改正法案においては、消費者に関するルールを設けることとはしないこととしたものである。

なお、ご指摘の約款に関するルールは、確かに消費者保護に資する面があるとの評価がされているものと認識しているが、その適用範囲は事業者と消費者との間の取引に限定されているものではない。

（注1） 中間的な論点整理においては以下のような記載があった。

○ 中間的な論点整理第62、2「2 消費者契約の特則」

仮に消費者・事業者概念を民法に取り入れることとする場合に、例えば、次のような事項について消費者契約（消費者と事業者との間の契約）に関する特則を設けるという考え方があるが、これらを含め、消費者契約に適用される特則としてどのような規定を設ける

必要があるかについて、更に検討してはどうか。

- ① 消費者契約を不当条項規制の対象とすること（前記第31）
- ② 消費者契約においては、法律行為に含まれる特定の条項の一部について無効原因がある場合に、当該条項全体を無効とすること（前記第32、2(1)）
- ③ 消費者契約においては、債権の消滅時効の時効期間や起算点について法律の規定より消費者に不利となる合意をすることができないとすること（前記第36、1(4)）
- ④ 消費者と事業者との間の売買契約において、消費者である買主の権利を制限し、又は消費者である売主の責任を加重する合意の効力を制限する方向で何らかの特則を設けること（前記第40、4(3)）
- ⑤ 消費貸借を諾成契約とする場合であっても、貸主が事業者であり借主が消費者であるときには、目的物交付前は、借主は消費貸借を解除することができるものとすること（前記第44、1(3)）
- ⑥ 貸主が事業者であり借主が消費者である消費貸借においては、借主は貸主に生ずる損害を賠償することなく期限前弁済をすることができるとすること（前記第44、4(2)）
- ⑦ 消費者が物品若しくは権利を購入する契約又は有償で役務の提供を受ける契約を締結する際に、これらの供給者とは異なる事業者との間で消費貸借契約を締結して信用供与を受けた場合は、一定の要件の下で、借主である消費者が供給者に対して生じている事由をもって貸主である事業者に対抗することができるとすること（前記第44、5）
- ⑧ 貸借人が事業者であり貸借人が消費者である貸借においては、終了時の貸借人の原状回復義務に通常損耗の回復が含まれる旨の特約の効力は認められないとすること（前記第45、7(2)）
- ⑨ 受任者が事業者であり委任者が消費者である委任契約においては、委任者が無過失であった場合は、受任者が委任事務を処理するに当たって過失なく被った損害についての賠償責任（民法第650条第3項）が免責されるとすること（前記第49、2(3)）
- ⑩ 受託者が事業者であり寄託者が消費者である寄託契約においては、寄託者が寄託物の性質又は状態を過失なく知らなかつた場合は、これによって受託者に生じた損害についての賠償責任（民法第6

- 61条) が免責されるとすること (前記第52, 5(1))
- (11) 消費者契約の解釈について、条項使用者不利の原則を採用すること (前記第59, 3)
- (12) 繼続的契約が消費者契約である場合には、消費者は将来に向けて契約を任意に解除することができるとすること (前記第60, 2(3))

(注2) 法制審議会においては、消費者という概念を民法に取り入れることに対しては、情報や交渉力の格差が生じうる場合は当事者が消費者である場合に限られないことや、法律の適用関係などがわかりにくくなることを指摘して反対する意見があった。また、経済団体を中心に、民法に規定を設ける場合には概括的な規定なる結果、本来規制すべきでないものについてまで規制することになるとして、反対する意見もあった。

6問 改正法案の立案過程において、商法の商行為編の規定のうち、総則と売買の規定や寄託の章の総則の規定を併せて改正するという議論はなかったのか、また、今後の改正予定はあるのか、法務当局に問う。

（答）

1 改正法案の立案過程

今回の改正法案は、民法のうち債権関係の規定について、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、国民一般に分かりやすいものとする観点から、全般的な見直しを行うこととして、その立案がされたものである。

その際には、現行商法の関係規定についても検討の対象とし、私人間の取引一般に妥当する規律であると考えられるものについては、その要件を見直して民法に移設することとしている。

例えば、①対話者間において契約の申込みを受けた者が直ちに承諾をしなかったときは、その申込みは、その効力を失う旨の規定、②法令又は慣習により取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、債務の履行をし、又はその履行の請求をすることができる旨の規定などについては、民法に移設することとしている（注1）（注2）。

他方で、商法中の民法の特則となる規定の中で、これを維持する必要がないと考えられる規定については、検討の上で削除することとしている。

例えば、商事法定利率（現行商法第514条）や商事消滅時効（現行商法第522条）に関する規定については、改正法案において、法定利率や消滅時効に関する民法の規定を改めた際に削除することとしている。

2 今後の改正予定

もっとも、今回の改正法案の立案に当たっては、商法について、民法の特則として、どのような規定を設けておくことが適切であるかという観点からの全般的な検討は行われていない。

しかし、商法総則及び商行為の規定の一部については、現代の取引実態に十分に適合していない等の指摘があるものと承知している（注3）。

民事基本法制に関する立法課題が数多くあるなかで、商法総則及び商行為の規定の現代化も重要な課題の一つであると認識しており、その見直しの要否等について引き続き検討の上、適切に対処してまいりたい。

（注1）これに伴い、整備法案において、以下のとおり、現行商法の規定を削除することとしている（整備法案第3条）。

①対話者間における契約の申込みに関しては、現行商法第507条を削除し、改正後の民法第525条第3項本文を設けている。

②有価証券に関しては、現行商法第516条第2項及び第517条から第519条までを削除し、改正後の民法第520条の2から第520条の20までを設けている。

③取引時間に関しては、現行商法第520条を削除し、改正後の民法第484条第2項を設けている。

（注2）法制審議会においては、市民社会の構成員が多様化していることなどから、「消費者」に対する「事業者」の概念を民法に取り入れるかどうか、取り入れる場合に、事業者間取引に関する特則や当事者の一方が事業者である場合の特則として、どのような規定を民法に設けるのか等が議論された。

しかし、民法は、私法の一般法であり、そのことを踏まえると、多様な事業者が想定される中で適切な規定を設けることが困難であるとの指摘がされたことなどから（法制審議会民法（債権関係）部

会第61回会議における佐成委員、大島委員発言），改正法案においては、「事業者」の概念を民法に取り入れるなどの改正は行わないこととした。

（注3）例えば、商法第502条の規定は、明治32年の制定当時から実質改正がされていないが、貸金業者による金銭の貸付けが商行為に掲げられていないことの合理性については、疑問を呈する見解がある。また、改正法案により、商事法定利率及び商事消滅時効の規定が削除された後に、商行為となることの意義をどのように考えるべきかという議論もある。

平成29年5月9日（火）
古川 俊治（自民）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

7問 第415条第1項ただし書の帰責事由は、従来の通説的な考え方である「債務者の故意・過失又は信義則上それと同視すべき事由」（過失責任主義）と同じであるのか、それとも異なるのか、法務当局に問う。

（答）

1 改正法案に対する批判

改正法案に対する批判では、債務不履行による損害賠償責任に関して過失責任主義を否定し、債務不履行による損害賠償の基本的な枠組みを大きく変えるものであるなどという指摘がある。

2 現行法と過失責任主義

まず、「過失責任主義」とは、一般に、ある行為について故意又は過失がなければ損害賠償責任を負わないという考え方をいう。

現行法において、この過失責任主義は、不法行為責任に関する現行法第709条において明示的に採用されている。他方、債務不履行による損害賠償責任についても、伝統的な通説によれば、現行法第415条後段で債務者の帰責事由が必要とされているのは過失責任主義の現れであると説明されている。もっとも、そもそも帰責事由を過失責任主義と関連するものと理解するか、また、過失責任主義を前提とするとてもその具体的な内容をどのように理解するか、不法行為と全く同様のものと理解するのか等については、学説は多岐に分かれており、必ずしも明瞭ではない（注1）（注2）。

3 改正法案の趣旨

そこで、改正法案においては、このような学理的な議論には踏み込まないで、債務者の帰責事由という現行法の文言を

そのまま維持することとしている。

そして、帰責事由の有無の判断に当たって考慮すべき事情を明確化するため、「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」との文言を加えることとしている（第415条第1項）。これは、現在の裁判実務等においては、帰責事由の有無は、個々の取引関係に即し、契約の性質や目的等の契約その他の債務の発生原因に関する諸事情を考慮し、併せて社会通念をも勘案して判断されていることから、このような実務上の取扱いを明確化するものである。

○ 4 結論

以上のとおり、改正法案は、債務不履行による損害賠償責任について、学理的な争いに立ち入らないこととし、従来の通説的見解からは「過失責任主義」の現れとされている債務者の帰責事由という要件をそのまま維持しているほか、現在の実務上の取扱いに従って、帰責事由の有無を判断する際の考慮事情を明確化するものである（注3）（注4）。

したがって、改正法案は、従来の通説的な考え方やこれに基づく実務運用等を否定するものではないと考えられる。

○ (注1) 伝統的な通説（我妻説）は、帰責事由について「債務者の故意過失又は信義則上これと同視すべき事由」をいうと解している。また、判例（最判昭和30年4月19日）は、賃貸借契約の目的物である家屋が債務者（賃借人）の妻の失火によって滅失したという事案において、「民法第四一五条にいわゆる債務者の責に帰すべき事由とは、債務者の故意過失だけでなく、履行補助者の故意過失をも含むものと解すべきである」と判示している。もっとも、ここでいう「過失」が不法行為でいう「過失」と同様のものか、「過失」の存否を考慮するに当たって実際の契約の内容や契約締結の経緯等の諸事情を考慮するのかなどについては、必ずしも明瞭とはいひ難い。また、そもそも、帰責事由自体の意味内容の理解についても、学説上、見解の対立がある。

(注2)債務者に帰責事由があることが必要とされている理由について、伝統的な通説は、過失がなければ責任は問われないとの観点から帰責事由を債務者の主観的要件と捉え、帰責事由については「債務者の故意過失又は信義則上これと同視すべき事由」をいうと解し、帰責事由は普通の過失よりも広いとしていた。

これに対して、現在の学説では、債務者が債務不履行に基づく損害賠償責任を負うのは、債務者に故意過失があるからではなく、契約によって債務の履行が義務付けられているからであるなどとする見解が有力であり、不履行の原因となった事由から生ずるリスクをその契約において債務者が引き受けているなかった場合には契約の拘束力は及ばず、帰責事由がないなどとされる。

(注3)現行法の下で、契約その他の債務の発生原因とおよそ切り離されて、注意義務の程度やその義務違反の存否が定まり、そのような意味での過失がなければ債務者は損害賠償責任を負わないという解釈があるとすれば、そのような解釈は、改正法案の下では否定されることになる。しかし、伝統的な通説（我妻説）がそのような内容を主張するものとみる明確な根拠は、見当たらない。

「過失責任主義」について、このような解釈をする立場から見れば、改正法案は過失責任主義を否定したものと評価されると考えられる。

(注4)一部の学者（加藤雅信　名古屋大学名誉教授）などから、改正後の第415条について、過失責任主義を否定して無過失責任化を図ったものであり、現在の実務と大きく異なる英米法的な無過失責任（厳格責任）を導入する法の大転換であって、混乱が生じて法的安定性が大きく損なわれる上、民法は無過失責任となるものの、商法は過失責任が維持されて私法体系が分裂しかねないなどとする批判がされている。

しかし、改正法案の趣旨は、本文記載のとおり現行法の規律を実質的に変更するものではなく、また、債務者は自己に帰責事由がなければ損害賠償責任を免れるという規律は維持されているので、改正法案が現行法の下での過失責任を無過失責任に変更し、契約実務を変えるものであるとの批判は基本的に当たらないと考えられる。

なお、改正後の第415条については、上記と同じ学者などから、同条はあくまで過失責任主義の観点から債務者の帰責事由を要件と

していると理解することができるとしても、「社会通念に照らして」帰責事由の有無を判断する旨の文言が加えられることにより、当事者が合意していた事柄についても、あいまいな「社会のルール」で上書きされる可能性があることから、当事者の予測を害し実務が安定しなくなってしまうとの批判もされている。

しかし、このような文言を加えたのは、現在の裁判実務においても、帰責事由の存否を判断する際に、契約の性質等の債権の発生原因となった契約に関する諸事情や、取引に関して形成された社会通念をも考慮して、その内容などが判断されていることを踏まえ、このような判断の枠組みを明らかにしたものである。そのため、当事者間の合意をおよそ無視して社会通念のみに依拠して帰責事由の存否を判断するなどといった現在の裁判実務で起きていない事態が生ずることはないから、当事者の予測可能性を害することにもならないものである。

平成29年5月9日(火)
古川 俊治(自民)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

8問 今後は、債務不履行の場合には、契約その他の債務の発生原因や取引上の社会通念を考える必要があることになるとすると、特に不法行為責任と債務不履行責任が競合する事案における実務に大きく影響するのではないか、法務当局に問う。

(答)

改正法案は、債務不履行による損害賠償責任について、帰責事由をめぐる学理的な争いに立ち入らないこととし、従来の通説的見解からは「過失責任主義」の現れとされている債務者の帰責事由という要件をそのまま維持しているほか、現在の実務上の取扱いに従って、帰責事由の有無を判断する際の考慮事情を明文化したにすぎないものである。

したがって、改正法案は現在の実務に大きな影響を与えるものではないと認識している。

平成29年5月9日（火）
古川 俊治（自民）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

9問 第415条第1項ただし書における「契約その他の債務の発生原因」と「取引上の社会通念」とは、並列的な関係であるのか、優先関係があるのか、法務当局に問う。

（答）

法制審議会においては、契約（あるいはその関連事情）と取引通念をそれぞれ考慮事由として掲げる考え方がある一方で、その上位概念を、例えば「契約の趣旨」などとして設けることとし、契約と取引通念を「契約の趣旨」を判断する上でのその考慮要素とする考え方も主張されていたが、いずれの立場からも、第415条の帰責事由の判断に当たっては「契約その他の債務の発生原因」を中心に判断がされるべきであるとの理解が示されており、少なくとも、当事者間の合意をおよそ無視して社会通念のみに依拠して法律上の要件の存否を判断するなどといった現在の裁判実務で起きていない事態が生ずることはないという点には、異論がなかったと考えられる。

この意味で、二つの考慮要素のうち、「契約その他の債務の発生原因」がより重視されるべき考慮要素であると理解されていたものと考えられる。

もっとも、これはあくまでも一般的な理解を大づかみに述べたものであり、実際の判断において、そのどちらがより重視されることとなるかは、契約の内容、契約の締結された経緯、問題とされている帰責事由の内容、各当事者が受けた損害の性質・内容やその程度によって、異なることは当然であるものと考えられる。

平成29年5月9日(火)
古川 俊治(自民)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

10問 契約を重視する考え方をとるのであれば、契約書で明示されていない点について、当事者間の合意の有無及び内容を主張立証することになると考えられるが、これによれば、取引上の一般的なルールを主張立証していた従来の実務が変わることになるのではないか、法務当局に問う。

(答)

○ ご指摘のように、実際の裁判実務においては、契約の内容が争いになった場合に、その点について契約書に明示的な記載がないときには、その点に關し、通常は、取引上の一般的なルールに従うのが当事者の意思であるとの理解を前提に、取引上の一般的なルールがどのようなものであるのかが争点となることがある。

○ もっとも、そのようなケースにおいても、取引上の一般的なルールとは異なる合意を当事者がしたと認められるのであれば、取引上の一般的なルールではなく、その合意によって契約の内容が決せられるのであり、実際の裁判においても、契約書には明示的な記載がないが、取引上の一般的なルールとは異なる合意が個別にされていたといった主張がされることもあると認識している。

その意味では、現在の裁判実務においても、契約書で明示されていない点について、個々の事案によって、取引上の一般的なルールの存在や、当事者間の個別の合意の存在が争点となることはあり、あるいは、その双方が争点となることもあるのであって、契約紛争をめぐる裁判実務が改正法案によって歪められるといったことは想定されないものと考えられる。

平成29年4月27日(木)
古川 俊治(自民)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

11問 手術の際に患者が死亡したという医療過誤事件において、従来は、説明義務違反と手術手技上の注意義務違反は独立した請求原因事実であると整理されていたが、契約を重視し、帰責事由が「契約その他の債務の発生原因」に照らして判断されることになれば、手術についての合意内容、すなわち、インフォームド・コンセントの内容が手技上の注意義務違反の有無の判断に影響してくることになると考えるが、この点はどうなるのか、法務当局に問う。

(答)

○ 現行法下においても、契約において当事者がどのような義務を負うのか、あるいは帰責事由の判断がどのようにされるのかといった問題については、基本的に、当事者の合意と取引上の社会通念に基づいて定まるのが原則である。

ご指摘の診療契約もその点では同じであると考えられるが、他方で、診療契約は人の生命・身体に関わるものであり、本来は違法行為ともなり得る侵襲行為を内容とするもので、専門家の地位にある医師が主体となるものであることから、売買、消費貸借などのごく一般的な取引とは異なる性質を有するものと考えられる。

○ そして、このような特質を有する診療契約については、一般に、一定の水準以上の医療行為をすべき注意義務を負うものと考えられ、これを当事者の合意によって引き下げるとは当事者の合理的な意思に合致しないものと認められることが通常であるし、仮にそのような合意があったと認定するほかないとしても、公序良俗などの観点からもそのような合意の効力は直ちには認めにくいものと考えられる。

このような意味で、ご指摘の診療契約は、その他より一般的な契約類型とは異なり当事者の合意内容に従って義務違反や帰責事由の有無を判断するわけにはいかず、むしろ、取引通念に基づく判断が実際上優先されるべき性質を有しているものと

考えられる。

なお、改正法案においても、帰責事由の判断に当たっては「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照ら」すこととしているのであり（第415条），診療契約について、先ほど申し上げたように整理することと条文の文言との間には矛盾抵触は存在せず、診療契約に関する判断枠組みが今回の改正法案の下で変更されるといった懸念は当たらないものと認識している。

（参照条文）

改 正 案	現 行
<p><u>（債務不履行による損害賠償）</u></p> <p><u>第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p><u>（債務不履行による損害賠償）</u></p> <p><u>第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。</u></p>

(対大臣・副大臣・政務官)
5月9日(火) 参・法務委

民事局 作成
古川 俊治 議員(自民)

12問 「債権法改正」を謳うのであれば、不法行為法の抜本的改正も行うべきではないか、また、この改正をせず、債権法の改正を先行させた理由は何か、法務副大臣に問う。

[改正に向けた議論の蓄積]

- 債権法の改正については、民法の施行(明治31年)から100周年となる平成10年ころ以降、私法学会等において、改正の必要性とその内容に関する研究報告等が活発に行われるようになった。
- これらの研究報告等は、債権法の中でも契約関係の規定を中心に改正提言を行うものが多く、契約関係の規定については、改正に向けた検討作業の土台となり得るような議論の蓄積が進んでいたといふことができる(注1)。

(注1) 平成10年(1998年)の私法学会において開催された、シンポジウム「民法100年と債権法改正の課題と方向」は、契約関係の規定について改正提言を行うものであり、平成21年に「民法(債権法)改正検討委員会」がとりまとめた「債権法改正の基本方針」も、契約関係の規定に関する改正提言を行うものであった。

- これに対して、委員御指摘の不法行為関係の規定については、これまで、改正に向けた具体的な議論の蓄積が必ずしも十分にあったわけではない(注2)。

(注2) 不法行為関係の規定の改正に関する学会からの提言としては、平成27年の私法学会において、シンポジウム「不法行為法の立法的課題」が開催されている。

〔契約関係の規定を中心に〕

- こうした状況を踏まえた上で、改正作業の分量をも考慮して、平成21年に法務大臣が法制審議会に対して債権法の改正に係る諮問を行った際に、「契約に関する規定を中心に見直しを行う必要がある」とされ（注3）、今般の民法改正案も、契約関係の規定の改正を中心とする内容となつたものである。

（注3）本改正に係る法制審議会への諮問（第88号）の内容

「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われる所以、その要綱を示されたい。」

〔今後の検討〕

- もっとも、法務省としても、不法行為関係の規定の全般的な見直しは、今後の重要な検討課題であると認識しており、関係各方面における議論の進展をも注視しつつ、適切に対処してまいりたい。

【責任者：民事局 中辻参事官 内線 [REDACTED] 携帯電話 [REDACTED]】

平成29年5月9日（火）
古川 俊治（自民）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

13問 中間試案では、契約の付随義務及び保護義務、信義則等の適用に当たっての考慮要素、契約交渉の不当破棄、契約締結過程における情報提供義務などの規定を設けることが考えられていたが、これらが設けられなかつたのは、どのような議論の結果であるのか、法務当局に問う。

（答）

1 中間試案に記述された背景

御指摘いただいたそれぞれの義務等（注1）は、いずれも現行法第1条第2項の定める信義則等を根拠として、個別の事案に応じて認められることがある。

しかし、いずれの義務等も、現行法第1条第2項等の規定からこれを読み取ることは容易でないため、民法を国民一般にわかりやすいものとする観点から、規定を設けることが検討されたものである（注2）。

2 規定を設けることとしなかった理由

もっとも、それぞれの義務等について明文の規定を設けるとしても、その具体的な要件について判示をした最高裁判例が存在するわけでもないことから、どのような要件を設定するかをめぐっては関係各界の意見が厳しく対立することとなった。他方で、実務における今後の運用を制約しない程度の抽象的な要件を定めることも考えられたが、そうなると国民一般への分かりやすさに資するかは疑問であり、規定を設けることにより、かえって無用な紛争が増加するといった懸念も生じた（注3）。

そこで、改正法案においては、委員御指摘のそれぞれの義務等に関する規定を設けることはせず、引き続き、個別の事案に応じ、現行法第1条第2項等による対応に委ねることと

したものである。

(注1) それぞれの義務等について

○付隨義務

付隨義務とは、契約の一方当事者が、個別に合意をしていなくとも、相手方が契約によって得ようとした利益を得ることができるようにするために必要と認められる行為をしなければならない義務をいう。例えば、商品の売主は、商品を引き渡すという本来の義務を負うほか、契約に特別の定めがなくとも、商品の適切な使い方を説明すべき義務を負うことがあるとされるが、この場合の説明すべき義務が付隨義務といわれるものである。

最判平成17年9月16日では、マンションの売買契約上の付隨義務として、マンションの売主が買主に対して防火戸の電源スイッチの位置・操作方法等を説明する義務を負っていたと認定されている。また、最判平成17年7月19日では、金銭消費貸借契約の付隨義務として、貸金業者が債務者に対して取引履歴の開示義務を負うとされている。

○保護義務

保護義務とは、契約の一方当事者が、個別に合意をしていなくとも、相手方の生命、身体、財産等を害しないために必要と認められる行為をしなければならない義務をいう。例えば、家具の売主は、家具を引き渡すという本来の義務に加え、契約に特別の定めがなくとも、家具の搬入の際に買主の所有する他の家具等を損傷してはならない義務を負うとされる。

判例（最判平成3年10月17日）は、建物賃貸人の失火による火災で賃貸建物内の賃借人の衣料品類が焼失した事案において、衣料品類の焼失による賃借人の損害について、賃貸人は信義則上債務不履行に基づく損害賠償義務を負うとしている。賃貸借契約そのものからは、賃貸人は、賃借人の所有物を損傷してはならないという義務は生じないことから、この裁判例は、保護義務を認めたものと評価することが可能である。

○信義則等の適用に当たっての考慮要素とは

契約の当事者間に情報や交渉力の格差がある場合には、当事者間の衡平の実現を目的とする基本原則である信義誠実の原則（現行法第1条第2項）や権利濫用の法理（同条第3項）等の適用に際して、その格差の存在が考慮されることがある。例えば、当事者間に情報の質や量に格差があり、これを放置することが適当ではないときには、信義則を根拠として、当事者の方に情報提供義務が課されることがある。

○契約交渉段階の不当破棄とは

契約の交渉中である当事者の方は、契約の成立が確実であると信じたにもかかわらず、交渉を不当に破棄されたことにより相手方が損害を受けた場合には、その損害を賠償する責任を負うことがある。

例えば、歯科医院用のマンションの売買契約に際して、買主の態度から売買契約の締結が確実であると信じた売主が電気設備等の整備に費用をかけたにもかかわらず、買主が契約の締結を拒んだ事案において、売主に生じた損害を賠償する責任を買主が負うとした判例（最判昭和59年9月18日）がある。

○契約締結過程における情報提供義務とは

契約の交渉中である当事者の方が、相手方に対して契約を締結するか否かの判断に影響を与える一定の事項について説明をしなかったことにより相手方が損害を受けた場合には、当事者の方が損害を賠償する責任を負うと解される場合がある。そのような場合に、契約交渉の当事者は、相手方に対して契約締結過程の情報提供義務を負うといわれる。

例えば、マンションの売買契約において、売主が契約締結前に、隣地に眺望や日照を妨げる建物が建設される可能性を知っていた場合や、これを容易に知り得た場合には、売主は、これを調査・説明する義務を負うことがあり、この義務に違反したときは買主に生じた損害を賠償する責任を負うとした裁判例（札幌地裁昭和63年6月28日）や、コンビニエンスストアのフランチャイズ契約において、フランチャイ

ザーは出店予定者に、売上や収益の予測等の出店の判断材料となる情報を適時、適切に提供する義務があるとした裁判例（福岡高判平成18年1月31日）等がある。

（注2）民法（債権関係）の改正に関する中間試案（関係部分）
(平成25年2月26日決定)

第26 契約に関する基本原則等

3 付随義務及び保護義務

- (1) 契約の当事者は、当該契約において明示又は默示に合意されていない場合であっても、相手方が当該契約によって得ようとした利益を得ることができるよう、当該契約の趣旨に照らして必要と認められる行為をしなければならないものとする。
 - (2) 契約の当事者は、当該契約において明示又は默示に合意されていない場合であっても、当該契約の締結又は当該契約に基づく債権の行使若しくは債務の履行に当たり、相手方の生命、身体、財産その他の利益を害しないために当該契約の趣旨に照らして必要と認められる行為をしなければならないものとする。
- （注）これらのような規定を設けないという考え方がある。

4 信義則等の適用に当たっての考慮要素

消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）のほか、情報の質及び量並びに交渉力の格差がある当事者間で締結される契約に関しては、民法第1条第2項及び第3項その他の規定の適用に当たって、その格差の存在を考慮しなければならないものとする。

（注）このような規定を設けないという考え方がある。また、「消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）のほか、」という例示を設けないという考え方がある。

第27 契約交渉段階

1 契約締結の自由と契約交渉の不当破棄

契約を締結するための交渉の当事者の一方は、契約が成立しなかった場合であっても、これによって相手方に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。ただし、相手方が契約の成立が確実であると信じ、かつ、契約の性質、当事者の知識及び経験、交渉の進捗状況その他交渉に関する一切の事情に照らしてそのように信ずることが相当であると認められる場合において、その当事者の一方が、正当な理由なく契約の成立を妨げたときは、その当事者の一方は、これによって相手方に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(注) このような規定を設けないという考え方がある。

2 契約締結過程における情報提供義務

契約の当事者の一方がある情報を契約締結前に知らずに当該契約を締結したために損害を受けた場合であっても、相手方は、その損害を賠償する責任を負わないものとする。ただし、次のいずれにも該当する場合には、相手方は、その損害を賠償しなければならないものとする。

- (1) 相手方が当該情報を契約締結前に知り、又は知ることができたこと。
- (2) その当事者の一方が当該情報を契約締結前に知つていれば当該契約を締結せず、又はその内容では当該契約を締結しなかったと認められ、かつ、それを相手方が知ることができたこと。
- (3) 契約の性質、当事者の知識及び経験、契約を締結する目的、契約交渉の経緯その他当該契約に関する一切の事情に照らし、その当事者の一方が自ら当該情報を入手することを期待することができないこと。
- (4) その内容で当該契約を締結したことによって生ずる不利益をその当事者の一方負担させることが、上記(3)の事情に照らして相当でないこと。

(注) このような規定を設けないという考え方がある。

(注3) 信義則等の適用に当たっての考慮要素については、情報の質や量等の格差以外にも様々なものがあるにもかかわらず、格差のみを取り上げて規定を設けるのは適当でないという考え方や、対等な私人間を前提として規定を設ける民法に当事者間の格差に着目した考慮要素を明示することは相当ではないという考え方もあり、特に事業者側（日本経済団体連合会、日本商工会議所等）から、このような規定を設けることについての強い反対意見があった。

○ 契約交渉段階の不当破棄については、規定を設けてしまうと、これまでの裁判例で損害賠償義務が認められた事案よりも適用範囲が広く解釈され、自由な交渉を萎縮させるおそれがあるのではとの考え方や、抽象的な要件の規定を設けることによって、濫用的な主張が増えるのではという考え方があった。

平成29年5月9日（火）
古川 俊治（自民）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

14問 民法第724条の20年の期間制限を消滅時効と改めたことによって、権利濫用の法理が適用されるとことであれば、今回の改正においてその点について規定を設けるべきではなかったのか、法務当局に問う。

（答）

1 20年の権利消滅期間に関して権利濫用などの主張が可能となること

改正法案においては、不法行為による被害者の保護を図る観点から、判例がその性質を除斥期間と解している長期20年の消滅期間について、これを消滅時効期間と改めることとしている。これにより、被害者は、（時効の中止・停止を再構成した）時効の完成猶予・更新の規定の適用を受けることが可能となるほか、加害者による時効の援用が権利濫用であるなどと主張することも可能となり、これにより個別の事案に応じた被害者保護が進展することが期待されているところである（旨の答弁をしたことは、委員ご指摘のとおり）（注）。

2 権利濫用などの主張が認められるのは例外的な場面であること

もっとも、加害者による時効の援用が権利濫用とされるのは、例えば、加害者が長期間にわたって被害の発生を隠蔽する工作をしていたなど、加害者の権利主張が正義に反すると考えられるような例外的な場面に限られる。

3 権利濫用の法理が適用されることを規定していない理由

このような例外的な場面であるかどうかは、個々の事案の特性、立証の程度、加害者の行動・態様等を総合勘案して判断せざるを得ないものであり、一定の要件を定めるのではな

く、一般条項の適用に委ねるのが適切であると考えている。

(注) 別添資料(平成29年4月25日参議院法務委員会議事録)
参照

(参照条文)

改 正 案	現 行
<p><u>(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)</u></p> <p><u>第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。</u></p> <p>二 <u>被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。</u></p> <p>三 <u>不法行為の時から二十年間行使しないとき。</u></p> <p><u>(人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)</u></p> <p><u>第七百二十四条の二 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。</u></p>	<p><u>(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)</u></p> <p><u>第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。</u></p> <p>(新設)</p>

ます。もともと、都市機能を根本から破壊するような大規模災害などの発生も想定いたしますと、障害が消滅するまでの期間 자체が極めて長期間にわたることもあり得るわけですが、まして、その場合には一週間という期間では余りに短いという指摘がございました。

これは夫婦間の権利ですか、あるいは法定代理人のいない未成年者といったものがその例になるわけですが、これらの場合のように、障害者が消滅したときから六か月を経過するまでの間は時効は完成しないとされております。しかし、

彼らの事由は、姫姫が継続していく期間や未成年者が成年に達するまでの期間のようだ、類型的に権利行使の障害が極めて長期間に及ぶものでありますので、障害の存続する期間とのバランス上、権利行使の障害が消滅してから時効が完成するまでの猶予期間も相当程度長くするのが合理的であると考えられます。

「これに対しまして、天災などの場合には、たとえ甚大な被害を生ずる大規模災害でありまして、権利行使の障害が存続する期間は、まあ先ほど申し上げましたものよりは短いことが想定され、障害が消滅してから時効が完成するまでの猶予期間も六か月よりは短い期間とするのが合理的ではないかと考えられるわけでござります。

そこで、改正法案においては、障害が消滅した

そこで、改正法案においては、障害が消滅したときから三か月間を経過するまでの間は時効が完成しないとする」といたしました。

卷之三

ではないかという考え方もあるかもしれませんけれども、この民法というのは基本法でありますので、これとまた異なる期間の特別法を作つて、それぞれ本当に大規模な災害が起つたという場合には、この時効の期間をまた検討していくといふこともできるかと思ひます。

時間が参りましたので、残りの質問についてはまた次回にお尋ねしたいと思います。

以上で終つます。

○委員長（秋野公造君） 午後一時に再開する
とと、休憩いたします。

○委員長（秋野公造君） ただいまから法務委員

休憩前に引き続き、民法の一部を改正する法律案及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます
○仁比聰平君 日本共産党の仁比聰平でございま

今日は、被害者救済と消滅時効の問題についてお尋ねをしたいと思います。

午前中も御答弁ありましたけれども、消滅時効といふのは、時の経過を理由にして権利を奪う、言わば権利行使を阻むといふものです。これまで債権の消滅時効期間は原則十年とされていましたが、改正案は、お手元に新旧対照表をお配りしましたけれども、改正百六十六条の一号で五年、二号で十年と、言わば原則五年というふうに法文上は読めるわけですね。これは、「これまでの十年を一轍に半分の五年に短縮するものではないのか、そのことによって権利者、とりわけ社会的に弱い立場に立たされる被害者の権利実現を不當に阻むことになりますが、局長。

○政府参考人（小川秀樹君）お答えいたします。

わが国は、原則五年の期間としておりますが、あわせて、権利行使をすることができなかつた、知ることができないがつた場合には、十年の期間はなお残しております。それに加えまして、被害というお話をございましたが、生命、身体に関するものにつきましては、むしろ現状よりも、債務不履行についても短期を三年から五年に延ばすという手当てをしてくるといひでございます。

○仁比聰平君 今の言わば時効制度そのものを大

【未定稿】

きく変えることによりて、被害者救済が不當に阻
まれる」とにはならないという御趣旨なんだろ
うと思つんですけれども、それでいいかといふこと
と併せて伺いますが、実際、私も弁護士活動の
時代に、相談においてになる方々が、とりわけ社
会的に弱い立場に置かれている方ほど時効の言わ
ば中断、今度の改正案で言う完成猶予や更新とい
う手順を踏むことは極めて困難と、ですから、相
談に来られたときには時効完成ぎりぎりとか、あ
るいは一見過ぎてしまつていいんではないかとい
う事案の相談は、これはたくさんあるわけです。

○政府参考人（小川秀樹君）　まず冒頭申しましてのは、五年の原則的な期間は採用する一方で、生命、身体に対する保護という観点から、むしろ時効期間については手厚い対策を取つたというところだと思っております。

それから、例えば御指摘ありました説明義務違反などにつきましては、五年の消滅時効の起算点をどう考えるかという問題がありまして、債権者にどのような認識があれば債権者が権利を行使す

なるためであることを知ったところが、五年の起算点になりますので、と調べながら問題になるのですが、説明義務違反の有無は当事者の属性や契約に至る経緯などを総合考慮し、安全配

○「此職業病、つまり、生命、身体の侵害に対しても、二十年にわたり、手厚い保護を圖いたい」と、ついで、「それが、今起算点のお話をありました。

一方で、被害に苦しみ続いている中で、経済的はもちらんのこと、精神的にも権利行使が容易にできないと、そうした状況に置かれている被害者の方々もたくさんあるわけですね。

こうした被害者の救済のために、先ほど民事局

長がおっしゃつた、権利行使をすることができる」とを知りたときという五年の時効期間の要件、起算点ですね、あるいは生命、身体の侵害に対する十年を二十年に延ばすといつて、あるいは不

そういう観点からいは、不法行為に基づく損害賠償請求権の三年の消滅時効の起算点であります。被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つたときの解釈において、判例は、一般人であれば

権利行使する」とか「やめること」を知ったときか
は、いつ「起算点に基づいて五年」という時効が今度言
わば新設される、あることは統一されると「う」
ことになると、「う」となんだと思つんやですが、これ
までも、「の現行法の権利行使する」とができる
こときことのをどう解釈するのか。「これ、被害

当該加害行為が違法であると判断するに足らる事實を被害者が認識していくことが必要であるとの立場に立っているところからいたり了解されておりますので、これを参考にいたしまして、先ほど申し上げ

者救済のための判断が様々な裁判で積み重ねられてきたわけです。

「され一々申し上げなくても局長よく御存じだと思つんですが、新設される権利を行使できる」とこと知つたときから五年というのは、つまり、端的に言えば、「これまでの被害者救済よりも狭い、あるいは起算点が遅くなる」ということによって時効の完成というのは、これは被害者に有利に働くと、そういうような理解でいいんですね。

○政府参考人（小川秀樹君） ただいまの理解でよろしくかと思います。

○仁比駿平君 センior、一いつ前の局長の答弁で、権利を行使することができるときは何かという御答弁の中で、一般的に義務違反があった、債務不履行があった、つまり、誰がどんな義務に違反したのか、そのことによって自分がどんな違法な仕打ちを受けているのかといふことを知つただけでは、これ直ちに権利行使が期待することができないわけじやないんだと、そういう理解だと思うんですよ。期待することができると、つまり、一般人であれば違法であるとの認識はあってもそれで権利行使ができるという、そういうことになると少し具体的に伺つた方がいいかと思うんですが、昨年の五月の一十六日にもこの委員会で私取り上げた事件なんですが、北海道の釧路で性虐待、性

暴力によってP.T.S.Dを発症したという女性が、その直接の加害行為がらすれば二十年以上たつて訴訟をするという事件について、最高裁判所が、除斥期間などの適用は認めずと、この被害者の権利を認めたという事件があります。少し紹介しますと、女子が三歳から八歳という幼少の時期に父から性的虐待を受け続けたと。中学生のときだその性的な虐待に気付いて、けれども既に離人症あるいはP.T.S.Dを発症していた。高校生のときは授食障害が始まって、けれど、その加害者ではあるといふの、叔父に対して訴えて出るといふとはずりとできなかつたわけです。」の方は三十代になつてうつ病を発生する、いつした性的虐待の被害によってP.T.S.D、解離性障害、うつ病などの重篤な精神的障害を受けながら、やつと訴えて出ることができたのは二十年以上を経過していたという事案なんですね。

改正案によってはもあらん、現行法に基づいていうした事案が権利の行使が認められないというのは「絶対に許されない」と思つんですが、これどう考えたらいいんですか、局長。

○政府参考人（小川秀樹君） 御指摘がありましP.T.S.Dのような場合、被害者の保護を図る必要の非常に高い事案だというふうに理解しております。

現行法の下におきましても、そういうものを

暴力によってP.T.S.Dを発症したという女性が、その直接の加害行為がらすれば二十年以上たつて訴訟をするという事件について、最高裁判所が、除斥期間などの適用は認めずと、この被害者の権利を認めたという事件があります。少し紹介しますと、女子が三歳から八歳という幼少の時期に父から性的虐待を受け続けたと。中学生のときだその性的な虐待に気付いて、けれども既に離人症あるいはP.T.S.Dを発症していた。高校生のときは授食障害が始まって、けれど、その加害者ではあるといふの、叔父に対して訴えて出るといふとはずりとできなかつたわけです。」の方は三十代になつてうつ病を発生する、いつした性的虐待の被害によってP.T.S.D、解離性障害、うつ病などの重篤な精神的障害を受けながら、やつと訴えて出ることができたのは二十年以上を経過していたという事案なんですね。

改正案によってはもあらん、現行法に基づいていうした事案が権利の行使が認められないというのは「絶対に許されない」と思つんですが、これどう考えたらいいんですか、局長。

○政府参考人（小川秀樹君） 御指摘がありましP.T.S.Dのような場合、被害者の保護を図る必要の非常に高い事案だというふうに理解しております。

現行法の下におきましても、そういうものを

発症する「いじめによる損害は、その損害の性質上加害行為が終了してから相当期間が経過した後に発生したものである」と、これが一般的だと思われますので、いつもいた点を理由に、現行法ですと、これ二十年間は除斥期間とされておりますが、除斥期間の起算点がついては、今お話をありましたような加害行為そのものの時点ではなく、その病気が発症した時点であるとする裁判例がございまして、その結論を最高裁も是認しているものと承知しております。

そういう形で解釈論が行われるわけやうあります。改正法案の下でも、いつもいたト級審の考え方方が否定されるものではなくと、どうやうに考えております。

○仁比駿平君 今のよつた、つまり、被害、損害の実情やあることは性質、いじめをしつかり具体的に見て、これまでも起算点の判断と「いじめ」が行われてきたと思つんですね。

関連して、法制審の議論で、ちよつと局長、具体的に通告していないので私の方で読み上げます。

けれども、時効制度の設計に当たつて、平成二十五年の十月一十九日付けなんですが、民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台（四）と

通常の生活を送ることが困難な状況に陥り、物理的にも経済的にも精神的にも平常時と同様の行動を取ることが期待できない状況になること」と、といった認識が共有されて、言わば、私論に言つて被害実情を考慮に入れた議論というのがなされているわけですね。

今度の改正案の趣旨に流れているのをいつこう考え方といふことでよろしいですか。

○政府参考人（小川秀樹君） 先ほど申しましたようだ、生命、身体の保護という観点からの議論でございまして、今御指摘のあつたような考え方が基本的なベースになるものでござります。

○仁比駿平君 同様の趣旨を、著名な筑豊じん肺事件というのがありますが、最高裁判決では、現行法は不法行為のときから一十年を経過したときも同様とするという、七百一十四条の後段を除斥期間と最高裁が解しているなどといつて、この不行法行為のときというのはいつかといふことが問題になってきているわけですが、この筑豊じん肺事件においては、じん肺といふのは、体にじんかいが蓄積する、その場合に人の健康を害することになるという、そういう物質であるし、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害なのでありますて、その性質上加害行為が終了してから相当の時間が経過した後に発生すると。だから、起算点はその損害の全部か又は一部が発生したときにこれ

は始まるものと考えるんだと、こういつた趣旨の判断をしているわけです。

つまり、ちょっと改めて確認すると、この改正案での時効の起算点といふのは、これは被害の実情、性質に応じてしっかりと具体的に判断していくべきでないんだと、こういう考え方でいいんでしょうか。

○政府参考人（小川秀樹君） 今御指摘いただきました点は、まさに現行法でも解釈論としてそういう考え方がしばしば判例、裁判例に取られるところでございまして、そういう解釈論については改正法案の下でも特た変わるといふはないといふふうに考えております。

○仁比駿平君 ところが、先ほどのP.T.S.Dの事件ですが、一審釧路地裁は、これは除斥期間を超えてくるから権利は消滅していると書いて開前払いたわけですよ。後に裁判所はそういう判決をしておられるわけですね。

「これ、局長、P.T.S.Dが早く発症する、あるいは、この釧路の方であれば三十代になつてうつ病が発症していますから、そりから起算点を捉えたといふ」とだと思つて、高等裁判所が。けれども、もうひとひどい加害行為があつて、ひどい症状が早くに固定していたら、そしたら時効期間が早くに完成してしまつて加害者が早く免責されてしまう。これちょうど、とても不条理じやあります。

ませんが。

その先ほどのお話を流れでは、時効の起算点の問題になつてゐるんですが、この時効の起算点を考えるだけで解決しないといふこともあるのではあるのか。それを除斥期間だと書いて開前払はるというのば、これはとんでもないんじやないのか。いいはどつ考へたらいいんでしよう。

○政府参考人（小川秀樹君） 除斥期間の一般的な問題点とされるのは、例えば中断、停止といつた方法が取れないことであるとともに、時期の経過によって客観的にもう確定させてしまつといふことや、例えば援用する必要もないといふのが考え方で、考え方といふますか、制度の説明でござりますが、今回は一十年の不法行為の消滅期間につきましては除斥期間ではないといつた整理をして、消滅時効といふふうに考えております。

したがいまして、先ほど申しましたよつたの点だけでは、いずれもその対象にはなりませんので、例えば仮に二十年経過するまでといふことであれば、従来の中止の手法を取る」ことができる

【未定稿】

○比藤平君 今局長が最後の辺りでおっしゃった、つまり、加害者側が時効であるから権利は認められないと主張する、このことを援用と法律用語で言つわけですかねとも、それに対してこれまで、二十年以上たつていたら、時の経過により権利は消滅しているのであるから、どんなひどい加害者もその時効を使えると云つようなどになつてた。けれども、今度の法改正でそうした除斥期間ではないと云つことをはつきりさせたんだという御趣旨の御答弁なんだと思いますね。

そうすると、実際に事件が裁判所にかかつたとありますけれども、これまで、二十年たつていたら、もうこれは門前払いと云つて、具体的な権利の濫用だとが、そのやり方は信義に反するじやないかという事実の主張そのものが実際には認められないという」となつてたわけですが、この法の考え方からすれば、そんなふうな形で門前払いする事とは許されない、裁判所は当然に、権利の濫用ではないのか、あるいは信義則違反ではないのかというとを主張、立証する場になる、判断する場になるといふことやしう。

○政府参考人（小川秀樹君） 従来は、二十年の消滅期間については、除斥期間であり、権利濫用を主張することはできないとしていたために、権利濫用についての審理をせずに請求を棄却する

ことが可能だったわけですが、改正法案においては、二十年の消滅期間についても権利濫用などを主張する事ができると解されますので、権利濫用についての審理をせずに請求を棄却するという事はできなくなると解されます。

○比藤平君 裁判のありようはもう大きく変わった、変わらなければならぬ、というだと思つたんですね。

先ほど来たやつはののような事件でいいますと、これは家族の中で起つた事件で云うともあつて、なお権利行使は難しいわけですね。少なくとも、被害者本人が成人した、あるいは親の支配から完全に独立した、自立したと、云うような要素が認められるかどうかと云うのを、これ、時効期間などを判断する上でも重要な判断とするべきではないかと私思つたのですが、これ、局長、御感想お聞かせいただけますか。

○政府参考人（小川秀樹君） もちろん、権利濫用ですか信義則違反と云つのは具体的な事情を前提とするものでありますので、家庭内の事情などについて、あるいはそれまでの経緯と云うと、これ、別にちゃんと解せなきやいけないとおもふが、これが、局長、いかがですか。

○比藤平君 そうした中で、もう一つ具体的な事案についてお尋ねしたいと思うんですが、皆さんがB型肝炎の被害といふのは御存じだらうと思

います。このB型肝炎の病気としての性質と云つべきか、なんでしょうけれども、病状が長く継続する事もあるれば、一旦落ち着いて、治つたなと云ふように思つて普通に生活を取り戻して、でもそれども、思ねるときに再発するところ、もつ病気なんですね。良くなつたり再発したりを繰り返して、いつ起きるか分からぬウイルスの活性化におひえながら生活するというのがそのキヤリアの被害者、患者の皆さんのが思つたんです。これ、再発してしまえば、B型肝炎の中でも予後が悪いものとしてとりわけ苦しまなきやいけないと。そうした中で仕事を失い、あるいは家族の中でも折り合ひがとても悪くなつてしまつて、どうよな被害が深刻になつて、そうした中で精神的に落ち込んでうつ病などにもなる方もあるわけです。

私、そういう意味では、このB型肝炎の再発と、いうのは新たな被害をもたらすものであつて、予測も付かない状況でそうした被害が発生するという事は、明らかにこれ、損害賠償の議論でいえば別の損害、だから時効の起算点の関わりでいうと、これ、別にちゃんと解せなきやいけないと思つたのですが、これ、局長、いかがですか。

○政府参考人（小川秀樹君） 申し訳ございません、事実関係あるいは具体的な状況について必ずしも十分把握しておりませんので、今の点につき

ましてはひよりとお答えを差し控えさせていただ

かたいたと思ひます。

○仁比駿平君 「れ、新たな起算点として考えなきやおかしいんですよ。事案が個別であるというのは、それはおりしゃるとおりなんですかけれども、被害救済のために改正したという今回の法趣旨からすれば、私はこの再発というのも救済するのが当然だと思つんですね。

ちようど法案に戻りますが、七百一十四条の後段、これまで最高裁が除斥期間だと解釈したことがあつた文をじつはるのがどうか点について、先ほど御紹介した平成一十五年十月の要綱案のたまき台（四）ですね、こんなふうに書いています。

「素案（一）は、民法第七百一十四条後段の期間であるという解釈の余地を封する趣旨で、『同様とする』といった文言を使わずに、これらを各号の方式で併記するものである。これにより、二十年の期間制限が消滅時効であることが明らかになり、中断や停止が認められ、また、信義則や権利濫用の法理を適用する」とによる妥当な被害者救済の可能性が広がることとなる。と。今日、局長がおひしゃりしてくる趣旨を強調して述べているんだと思うのですが。

とすると、いま現行法のこの条文も解釈で、最高裁の平成元年は除斥期間だと書いた、けれど

も、学説始めとして、それはおかしい、消滅時効とすべきだと、いう議論はたくさんあるわけなんですね。この改正前の被害について除斥なのか時効なのかといつことは、「これはもう裁判官が判断する」ということになるんだろうと思つんですけれども、今回の改正の趣旨からすれば除斥期間ではなくて時効だと考えるのが私は道理ある考え方だと思つんですが、いかがですか。

○政府参考人（小川秀樹君） 改正法案では、現行法七百一十四条後段の二十年の長期の権利消滅期間を消滅時効期間としておりますが、その適用関係見ますと、改正後の規定は施行日前に二十年の期間が既に経過していた不法行為の損害賠償請求権には適用されませんので、こういったものは現行法の適用が問題になります。

御指摘ありましたように、判例は現行法七百一十四条後段の二十年の長期の権利消滅期間は除斥期間としておりますが、改正法案は、この現在の判例を踏まえて検討されたものではないますが、現行法七百一十四条後段の二十年の長期の権利消滅期間の法的性質が除斥期間であるかどうかを法的に確定させる性質のものではむとより、むかせん。したがいまして、その意味では、現行法についての解釈とどうのは依然としていろいろと可能であるといつております。

○仁比駿平君 いかにも可能であると云ふ、合

みのある、けれど大事な御答弁なんだと思つんで

すよ。法制審の議論で、この期間制限、つまり七百一十四条後段の期間制限が消滅時効とは異なる別の性格のもの、つまり、除斥期間であるという解釈の余地を封じようとしたことで今回の改正やつてこるところ以上、私が申し上げるようだ、消滅時効であると解釈をして、現行法を適用して被害者を救済するというのが道理ある裁判所の態度だといふことを改めて指摘をしておきたいと思ひます。

幾つか通告をしている問い合わせまだあるんですが、ちょっと急に大臣にお尋ねしたいことがあります。でも、私も先ほど知ったことですので通告はしておりませんが、前回私がこの委員会で取り上げました有明海諒早湾干拓事業をめぐる長崎地方裁判所の開門差止めといつ判決に対し、今朝、山本農水大臣が控訴しないと、つまり差止め判決を確定させるという方針を表明したということなんですが、大臣は御存じなんですか。知つておるかどうかですよ、大臣が。

○国務大臣（金田勝年君） 仁比委員からの突然の、通告のない質問でござります。

御指摘の諒早湾の開門差止め請求訴訟の判決についてもして、判決の内容を精査して法的な検討をすむことでも、関係省庁とも十分に協議した結果、国としては控訴をせず、この判決を受け入れ

平成29年5月9日(火)
古川 俊治(自民)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

15問 医療ADRにおいて協議を行った場合には、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予が認められるのか、時効の完成猶予が認められるとするとそのための要件は何か、法務当局に問う。

(答)

1 改正の趣旨及び書面の様式

今回の改正法案においては、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予の制度を新設しているが、権利・義務の当事者間において、何らかの協議が行われたり、あるいは、協議を行う合意があったというだけで、時効の完成が猶予されるとすると、事後的に、時効の完成猶予の効果が発生したか否か等をめぐる紛争が生じ、法律関係が不安定になるおそれがある。

そこで、改正法案においては、権利・義務の当事者間において、権利についての協議を行う旨の合意が、書面又は電磁的記録でされた場合に限って、時効の完成が猶予されることとしている(第151条第1項・第4項)。

このような改正法案の趣旨からすると、ここでいう「書面」とは、当事者双方の協議をする旨の意思が表われているものでなければならないものと解される。

2 医療ADRにおいて協議を行った場合

したがって、ある医療事故をめぐって金銭的解決を求めて医療ADRの申立てが行われる事案においても(注)、その手続の過程などにおいて、例えば、当事者間で協議を行う旨の合意をし、かつ、それを書面化しておけば、そのことにより、協議を行う旨の合意に基づく時効の完成猶予の効果が発生するものである。

なお、具体的にどのような場合に書面で協議を行う旨の合

意がされたと認められるかは、個別具体的な事情によるが、例えば、医療ADRの申立書の記載内容によっては、権利についての協議を行うことを相手方に申し入れたと評価し得る場合もあると考えられるし、これに対する相手方が提出した書面に「誠実に協議を行いたい」といった記載があるのであれば、協議を行う旨の合意が書面でされたと評価し得る場合もあると考えられる。

もっとも、先ほど申し上げたように、事後的に完成猶予の効力が発生したか否かが争いになるおそれもあることから、協議を行う旨の合意については、明瞭に、書面化しておくのが望ましいと考えられる。

(注) 医療ADRにおいては、診療経過や死因などに関する説明を求める申立ても可能とされているが、このような申立てを、「権利」についての協議の申入れと評価するのは困難であると考えられる。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<u>(協議を行う旨の合意による時効の完成猶予)</u>	
<u>第百五十一条 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。</u>	(新設)
<u>二 その合意があった時から一年を経過した時</u>	
<u>二 その合意において当事者が協議を</u>	

行う期間（一年に満たないものに限る。）を定めたときは、その期間を経過した時

三 当事者的一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から六箇月を経過した時

2 前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかつたとすれば時効が完成すべき時から通じて五年を超えることができない。

3 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第一項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。

4 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ

とができない方式で作られる記録であ
つて、電子計算機による情報処理の用
に供されるものをいう。以下同じ。)

によってされたときは、その合意は、
画面によってされたものとみなして、
前三項の規定を適用する。

5 前項の規定は、第一項第三号の通知
について準用する。